

「北海道医療計画南渡島地域推進方針 中間見直し素案 新旧対照表

| 令和3年度 中間見直し素案 (案) | 現行計画 (平成30年度～令和5年度) | 見直しの考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------|---------|---------|-------|----------|--------|--------|--------|----------------|--------|-------|-------|-----------------|---|--------|--------|-------|---|---------|---------|-----------------|---|---|-------|-------|---|---|---------|---|-----|-------|-------|-------|----------|--------|--------|--------|----------------|--------|-------|-------|-----------------|---|--------|--------|-------|---|---------|---------|-----------------|---|---|-------|-------|---|---|---------|----------------------------------|
| <p>11 小児医療体制 (小児救急医療を含む)</p> <p>(1) 現状</p> <p>ア 小児人口及び医療機関・医師等の状況</p> <p>○ 南渡島圏域の小児人口 (15歳未満) は、国勢調査の結果によると、平成12年5万9,211人、平成22年4万6,334人と10年間で1万2,877人 (21.7%) 減少、平成27年では4万774人となり15年間で1万8,437人 (31.1%) 減少し平成12年の三分の二程度となっています。 (<u>【参考】令和3年1月1日現在住民基本台帳では3万7,453人で2万1,758人(36.7%)減少。</u>)</p> <p>【南渡島圏域の小児人口】</p> <table border="1" data-bbox="181 688 1068 898"> <thead> <tr> <th>調査年</th> <th>平成12年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児人口 (人)</td> <td>59,211</td> <td>46,334</td> <td>40,774</td> </tr> <tr> <td>平成12年を100とした割合</td> <td>100.0%</td> <td>78.3%</td> <td>68.9%</td> </tr> <tr> <td>平成12年からの減少数 (人)</td> <td>-</td> <td>12,877</td> <td>18,437</td> </tr> <tr> <td>(減少率)</td> <td>-</td> <td>(21.7%)</td> <td>(31.1%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年からの減少数 (人)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,560</td> </tr> <tr> <td>(減少率)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(12.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：総務省「国勢調査」(e-stat「政府統計の総合窓口」から)</p> <p>○ 南渡島圏域では、<u>令和3</u>年4月1日時点で小児科を標榜する病院は、<u>11</u>施設診療所 (一般の外来を行っていない診療所を除く) は39施設あり、その内、函館市に病院が<u>8</u>施設 (<u>72.7</u>%)、診療所が22施設 (56.4%) 所在し、函館市内に集中する傾向にあります。</p> <p>○ なお、<u>知内町</u>と<u>鹿部町</u>には小児科を標榜する医療機関はありません。</p> <p>○ 平成24年10月1日と比較すると、病院においては <u>12施設から11施設に減少</u>し、診療所 (一般の外来を行っていない診療所を除く) においては、53から39施設に14 (26.4%) 減少し、その内函館市内の施設は33から22施設に11 (33.3%) 減少しています。</p> <p>また、南渡島圏域の診療所減少率は、全道平均 <u>11.8</u> % (平成24年から <u>令和2</u>年4月1日時点までに減少した率) を大きく上回っています。</p> <p>○ 南渡島圏域では、<u>令和3</u>年4月1日時点で小児歯科を標榜する歯科診療所は、<u>112</u>か所あり、<u>83</u>か所 (<u>74.1</u>%) が函館市に集中しています。また、木古内町及び鹿部町には、歯科診療所はありますが小児歯科を標榜するところがありません。</p> <p>○ 道内の医師数は増加していますが、「小児医療を行う医師数」は年々減少しており、南渡島圏域においても平成18年から同様に年々減少し、<u>直近データの平成30</u>年までの <u>12</u>年間で <u>27</u>人 (<u>32.5</u>%) 少なくなっています。</p> <p>また、道内の「小児科を専門とする医師数」は年々増加の傾向に <u>ありましたが</u>、<u>平成26</u>年度をピークに若干減少傾向に <u>あります</u>。南渡島圏域に <u>おいても</u> 年々減少の傾向にあり、平成18年から平成 <u>30</u>年までの <u>12</u>年間で <u>10</u>人 (<u>22.7</u>%) 少なくなっています。</p> | 調査年 | 平成12年 | 平成22年 | 平成27年 | 小児人口 (人) | 59,211 | 46,334 | 40,774 | 平成12年を100とした割合 | 100.0% | 78.3% | 68.9% | 平成12年からの減少数 (人) | - | 12,877 | 18,437 | (減少率) | - | (21.7%) | (31.1%) | 平成22年からの減少数 (人) | - | - | 5,560 | (減少率) | - | - | (12.0%) | <p>11 小児医療体制 (小児救急医療を含む)</p> <p>(1) 現状</p> <p>ア 小児人口及び医療機関・医師等の状況</p> <p>○ 南渡島圏域の小児人口 (15歳未満) は、国勢調査の結果によると、平成12年5万9,211人、平成22年4万6,334人と10年間で1万2,877人 (21.7%) 減少、平成27年では4万774人となり15年間で1万8,437人 (31.1%) 減少し平成12年の三分の二程度となっています。</p> <p>【南渡島圏域の小児人口】</p> <table border="1" data-bbox="1389 678 2276 888"> <thead> <tr> <th>調査年</th> <th>平成12年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児人口 (人)</td> <td>59,211</td> <td>46,334</td> <td>40,774</td> </tr> <tr> <td>平成12年を100とした割合</td> <td>100.0%</td> <td>78.3%</td> <td>68.9%</td> </tr> <tr> <td>平成12年からの減少数 (人)</td> <td>-</td> <td>12,877</td> <td>18,437</td> </tr> <tr> <td>(減少率)</td> <td>-</td> <td>(21.7%)</td> <td>(31.1%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年からの減少数 (人)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,560</td> </tr> <tr> <td>(減少率)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(12.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：総務省「国勢調査」(e-stat「政府統計の総合窓口」から)</p> <p>○ 南渡島圏域では、<u>平成30</u>年4月1日時点で小児科を標榜する病院は、<u>12</u>施設、診療所 (一般の外来を行っていない診療所を除く) は39施設あり、その内、函館市に病院が <u>9</u>施設 (<u>75.0</u>%)、診療所が22施設 (56.4%) 所在し、函館市内に集中する傾向にあります。</p> <p>○ なお、<u>鹿部町</u>には小児科を標榜する医療機関はありません。</p> <p>○ 平成24年10月1日と比較すると、病院においては <u>増減はありませんが</u>、診療所 (一般の外来を行っていない診療所を除く) においては、53から39施設に14 (26.4%) 減少し、その内函館市内の施設は33から22施設に11 (33.3%) 減少しています。</p> <p>また、南渡島圏域の診療所減少率は、全道平均 <u>8.6</u> % (平成24年 <u>10月1日</u> から <u>平成29</u>年10月1日までに減少した率) を大きく上回っています。</p> <p>○ 南渡島圏域では、<u>平成30</u>年4月1日時点で小児歯科を標榜する歯科診療所は、<u>111</u>か所あり、<u>82</u>か所 (<u>73.9</u>%) が函館市に集中しています。また、木古内町及び鹿部町には、歯科診療所はありますが小児歯科を標榜するところがありません。</p> <p>○ 道内の医師数は増加していますが、「小児医療を行う医師数」は平成10年から年々減少しており、南渡島圏域においても平成18年から同様に年々減少し、平成 <u>28</u>年までの <u>10</u>年間で <u>22</u>人 (<u>26.5</u>%) 少なくなっています。</p> <p>また、道内の「小児科を専門とする医師数」は年々増加の傾向に <u>ありますが</u>、南渡島圏域に <u>おいては</u> 年々減少の傾向にあり、平成18年から平成 <u>28</u>年までの <u>10</u>年間で <u>11</u>人 (<u>25.0</u>%) 少なくなっています。</p> | 調査年 | 平成12年 | 平成22年 | 平成27年 | 小児人口 (人) | 59,211 | 46,334 | 40,774 | 平成12年を100とした割合 | 100.0% | 78.3% | 68.9% | 平成12年からの減少数 (人) | - | 12,877 | 18,437 | (減少率) | - | (21.7%) | (31.1%) | 平成22年からの減少数 (人) | - | - | 5,560 | (減少率) | - | - | (12.0%) | <p>○ 文言追加</p> <p>○ 時点修正、文言整理</p> |
| 調査年 | 平成12年 | 平成22年 | 平成27年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小児人口 (人) | 59,211 | 46,334 | 40,774 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成12年を100とした割合 | 100.0% | 78.3% | 68.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成12年からの減少数 (人) | - | 12,877 | 18,437 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (減少率) | - | (21.7%) | (31.1%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年からの減少数 (人) | - | - | 5,560 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (減少率) | - | - | (12.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査年 | 平成12年 | 平成22年 | 平成27年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小児人口 (人) | 59,211 | 46,334 | 40,774 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成12年を100とした割合 | 100.0% | 78.3% | 68.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成12年からの減少数 (人) | - | 12,877 | 18,437 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (減少率) | - | (21.7%) | (31.1%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年からの減少数 (人) | - | - | 5,560 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (減少率) | - | - | (12.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【南渡島圏域の小児科医師数(各年12月末現在)】

| 項目 | 12年 | 14年 | 16年 | 18年 | 20年 | 22年 | 24年 | 26年 | 28年 | 30年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 南渡島 医師総数 | 845 | 850 | 877 | 901 | 907 | 908 | 904 | 878 | 905 | 884 |
| 南渡島 小児医療を行う医師数 | 100 | 88 | 89 | 83 | 77 | 77 | 70 | 64 | 61 | 56 |
| 南渡島 小児科を専門とする医師数 | 44 | 47 | 48 | 44 | 44 | 45 | 41 | 39 | 33 | 34 |
| 全道 医師総数 | 10,540 | 11,898 | 12,201 | 12,307 | 12,447 | 12,612 | 12,853 | 12,987 | 13,309 | 13,425 |
| 全道 小児医療を行う医師数 | 1,322 | 1,278 | 1,190 | 1,117 | 1,085 | 1,021 | 1,011 | 1,001 | 917 | 896 |
| 全道 小児科を専門とする医師数 | 590 | 608 | 598 | 604 | 617 | 618 | 634 | 642 | 639 | 631 |

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（各年12月末現在）」(e-stat「政府統計の総合窓口」から)

- * 「小児医療を行う医師数」とは、診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科の中に、小児科を含んでいた医師の数。
- * 「小児科を専門とする医師数」とは、診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科のうち、小児科を主たる診療科とした医師の数。

イ 小児救急の状況

- 南渡島圏域における18歳未満の救急搬送数については、平成26年1,225人から令和元年の1,381人と増加傾向にあります。また、令和元年の全救急搬送数における軽症者の割合は47.8%であるのに対し、18歳未満の救急搬送数における軽症者の割合は56.7%となっています。

【年齢別救急搬送人員とその割合】

| 年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 南渡島圏域 18歳未満 | 1,225 | 1,181 | 1,280 | 1,336 | 1,313 | 1,381 |
| 南渡島圏域 割合(%) | 6.3 | 6.2 | 6.4 | 6.5 | 6.2 | 6.4 |
| 南渡島圏域 65歳以上 | 11,567 | 11,936 | 12,660 | 13,025 | 13,867 | 14,254 |
| 南渡島圏域 割合(%) | 60.0 | 62.4 | 62.8 | 63.1 | 65.0 | 65.9 |

* 各消防本部からの情報提供による(渡島保健所調べ)

【年別軽症者の救急搬送人員及び割合】

| 年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 南渡島圏域 軽症 | 9,352 | 9,123 | 9,476 | 9,851 | 10,224 | 10,331 |
| 南渡島圏域 全体割合(%) | 48.4 | 47.6 | 46.9 | 47.7 | 47.9 | 47.8 |
| 南渡島圏域 小児割合(%) | 57.1 | 59.6 | 57.3 | 59.6 | 58.4 | 56.7 |
| 南渡島圏域 人数(人) | 700 | 704 | 734 | 796 | 767 | 783 |

* 各消防本部からの情報提供による(渡島保健所調べ)

- 厚生労働省の調査(*1)によると、小児救急患者の時間帯別の受診状況は、平日では夕刻から準夜帯(18時から22時頃まで)にかけて増加傾向にあり、土日では更に多くなっており、小児救急患者はいわゆる時間外受診が多いことが指摘されています。
- また、道が実施した「二次救急医療機関における救急患者受入実態調査」(*2)における小児救急患者の時間外受診の状況を見ると、「特に軽症」と「軽症」の患者が多数を占めています。
- このような小児救急における受療行動には、少子化、核家族化や共働きなどの家庭環境の変化とともに、保護者等による専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。
- 小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が高まっていることから、南渡島圏域では、通常の救急医療体制によるほか、道が行う「小児救急医療支援事業」

【南渡島圏域の小児科医師数(各年12月末現在)】

| 項目 | 10年 | 12年 | 14年 | 16年 | 18年 | 20年 | 22年 | 24年 | 26年 | 28年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 南渡島 医師総数 | 816 | 845 | 850 | 877 | 901 | 907 | 908 | 904 | 878 | 905 |
| 南渡島 小児医療を行う医師数 | 105 | 100 | 88 | 89 | 83 | 77 | 77 | 70 | 64 | 61 |
| 南渡島 小児科を専門とする医師数 | 45 | 44 | 47 | 48 | 44 | 44 | 45 | 41 | 39 | 33 |
| 全道 医師総数 | 10,990 | 10,540 | 11,898 | 12,201 | 12,307 | 12,447 | 12,612 | 12,853 | 12,987 | 13,309 |
| 全道 小児医療を行う医師数 | 1,377 | 1,322 | 1,278 | 1,190 | 1,117 | 1,085 | 1,021 | 1,011 | 1,001 | 917 |
| 全道 小児科を専門とする医師数 | 603 | 590 | 608 | 598 | 604 | 617 | 618 | 634 | 642 | 639 |

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（各年12月末現在）」(e-stat「政府統計の総合窓口」から)

- * 「小児医療を行う医師数」とは、診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科の中に、小児科を含んでいた医師の数。
- * 「小児科を専門とする医師数」とは、診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科のうち、小児科を主たる診療科とした医師の数。

イ 小児救急の状況

- 南渡島圏域における18歳未満の救急搬送数については、小児人口減少の影響もあって、平成23年1,242人から平成28年の1,280人と横ばいであり、また、平成27年の全救急搬送数における軽症者の割合は47.7%であるのに対し、18歳未満の救急搬送数における軽症者の割合は72.3%となっています。

【年齢別救急搬送人員とその割合】

| 年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 南渡島圏域 18歳未満 | 1,242 | 1,275 | 1,228 | 1,225 | 1,181 | 1,280 |
| 南渡島圏域 割合(%) | 6.5 | 6.7 | 6.4 | 6.3 | 6.2 | 6.4 |
| 南渡島圏域 65歳以上 | 10,939 | 11,182 | 11,399 | 11,567 | 11,936 | 12,660 |
| 南渡島圏域 割合(%) | 57.4 | 58.4 | 59.4 | 60.0 | 62.4 | 62.8 |

データ： 各消防本部からの情報提供による(渡島保健所調べ)

【年別軽症者の救急搬送人員及び割合】

| 年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南渡島圏域 軽症 | 9,424 | 9,418 | 9,295 | 9,353 | 9,138 | 9,486 |
| 南渡島圏域 全体割合(%) | 49.5 | 49.2 | 48.5 | 48.5 | 47.7 | 47.0 |
| 南渡島圏域 小児割合(%) | - | - | - | - | 72.3 | 73.0 |
| 南渡島圏域 人数(人) | - | - | - | - | 854 | 935 |

データ： 各消防本部からの情報提供による(渡島保健所調べ)

- 厚生労働省の調査(*1)によると、小児救急患者の時間帯別の受診状況は、平日では夕刻から準夜帯(18時から22時頃まで)にかけて増加傾向にあり、土日では更に多くなっており、小児救急患者はいわゆる時間外受診が多いことが指摘されています。
- また、道が実施した「二次救急医療機関における救急患者受入実態調査」(*2)における小児救急患者の時間外受診の状況を見ると、「特に軽症」と「軽症」の患者が多数を占めています。
- このような小児救急における受療行動には、少子化、核家族化や共働きなどの家庭環境の変化とともに、保護者等による専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。
- 小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が高まっていることから、南渡島圏域では、通常の救急医療体制によるほか、道が行う「小児救急医療支援事業」

○ 時点修正、文言整理

○ 時点修正

○ 注釈修正

○ 時点修正

○ 注釈修正

により、2次救急輪番体制の中で、現在、市立函館病院、函館中央病院、共愛会病院の3病院が輪番により、休日及び夜間における小児の二次救急医療に対応しています。

【小児救急医療支援事業】

- 1 目的
初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日又は夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者に対する医療を確保するもの。
- 2 事業概要
地域設定は、原則として二次医療圏単位として、地域の小児科を標榜する病院群が病院群輪番制方式により、小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるもの。
病院とは、市町村又は市町村長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で、相当数の病床を有し、小児科医師等医療従事者及び小児の救急専用病床の確保等、第二次病院としての診療機能を有する病院とする。
(北海道小児救急医療支援事業費補助金交付要綱から引用)

* 1 厚生労働科学研究「小児救急医療における患者・家族ニーズへの対応策に関する研究」(主任研究者衛藤義勝)(平成16年度)
* 2 北海道保健福祉部調

- 道では、小児科勤務医の勤務環境の改善と安全・安心な小児医療の確保を図るため、二次医療の拠点病院として、地域に必要な特定分野の小児医療や新生児医療などを担う病院を重点化病院として、南渡島圏域では平成19年に市立函館病院と函館中央病院を選定していましたが、2病院とも平成30年1月31日から「北海道小児地域医療センター」に移行しています。

【重点化病院の選定基準】

- 重点化病院の選定に当たっては、各圏域ごとに、原則として、次の①～⑤までの機能をすべて有しているほか、小児人口、圏域内の面積、医療機関の分布状況など、圏域ごとの状況を勘案しています。
なお、将来的には重点化病院は、第二次圏域単位で選定されることが望ましいと考えています。
- ① 一定以上の小児科の常勤医師を確保していること。
 - ② 小児二次救急医療等を担っていること。
 - ③ 特定分野の小児医療を提供していること。
 - ④ 小児科の入院医療を提供していること。
 - ⑤ 新生児医療を提供していること。

- 道では、「小児救急医療地域研修事業」として平成17年度から「北海道小児救急医療地域研修事業」を道内の内科医等を対象として小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療に係るネットワーク体制を構築に努めており、保健所においても開催案内等を行って研修会への参加を呼びかけています。

により、2次救急輪番体制の中で、現在、市立函館病院、函館中央病院、共愛会病院の3病院が輪番により、休日及び夜間における小児の二次救急医療に対応しています。

【小児救急医療支援事業】

- 1 目的
初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日又は夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者に対する医療を確保するもの。
- 2 事業概要
地域設定は、原則として二次医療圏単位として、地域の小児科を標榜する病院群が病院群輪番制方式により、小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるもの。
病院とは、市町村又は市町村長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で、相当数の病床を有し、小児科医師等医療従事者及び小児の救急専用病床の確保等、第二次病院としての診療機能を有する病院とする。
(北海道小児救急医療支援事業費補助金交付要綱から引用)

* 1 厚生労働科学研究「小児救急医療における患者・家族ニーズへの対応策に関する研究」(主任研究者衛藤義勝)(平成16年度)
* 2 北海道保健福祉部調

- 道では、小児科勤務医の勤務環境の改善と安全・安心な小児医療の確保を図るため、二次医療の拠点病院として、地域に必要な特定分野の小児医療や新生児医療などを担う病院を重点化病院として、南渡島圏域では平成19年に市立函館病院と函館中央病院を選定していましたが、2病院とも平成30年1月31日から「北海道小児地域医療センター」に移行しています。

【重点化病院の選定基準】

- 重点化病院の選定に当たっては、各圏域ごとに、原則として、次の①～⑤までの機能をすべて有しているほか、小児人口、圏域内の面積、医療機関の分布状況など、圏域ごとの状況を勘案しています。
なお、将来的には重点化病院は、第二次圏域単位で選定されることが望ましいと考えています。
- ① 一定以上の小児科の常勤医師を確保していること。
 - ② 小児二次救急医療等を担っていること。
 - ③ 特定分野の小児医療を提供していること。
 - ④ 小児科の入院医療を提供していること。
 - ⑤ 新生児医療を提供していること。

- 道では、「小児救急医療地域研修事業」として平成17年度から「北海道小児救急医療地域研修事業」を道内の内科医等を対象として小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療に係るネットワーク体制を構築に努めており、保健所においても開催案内等を行って研修会への参加を呼びかけています。

【小児救急医療地域研修事業】

〈北海道小児救急医療地域研修事業〉（平成17年度から）

- 実施機関：北海道医師会へ事業委託
- 実施地区：第三次医療圏を基本に、全道8地区に区分し開催
- 対象者：在宅当番医制に参加する医師等
- 概要及び目的
道内の内科医等を対象とした小児救急に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療体制の確保・推進を図ることを目的とする。
- 期待される効果
(1) 地域の小児救急医療体制を確保し、小児二次救急医療機関に勤務する小児科医師の負担軽減を図る。
(2) 地域の医療関係者・消防関係者等が研修を受講することにより、小児救急医療に対する理解を深めるとともに、地域の実情に応じた小児救急医療体制に関するネットワークを構築する。 など

（「北海道医療計画（平成30年度～令和5年度）〈中間見直し〉」及び「令和元年度北海道小児救急医療地域研修会について」から引用。）

【小児救急医療地域研修事業参加者の推移（道南地区区分）】

（単位：人）

| 年 度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 開 催 地 | 函館市 | 函館市 | 函館市 | 函館市 | 江差町 | 函館市 | 函館市 | 函館市 | 函館市 | 函館市 | 函館市 | 函館市 |
| 参 加 者 数 | 33 | 35 | 34 | 65 | 69 | 82 | 80 | 90 | 108 | 84 | 98 | 51 |
| 内 訳 | 医 師 | 19 | 15 | 21 | 22 | 11 | 22 | 16 | 19 | 16 | 22 | 23 |
| | 看護師等 | 4 | 2 | 2 | 2 | 9 | 27 | 13 | 9 | 17 | 8 | 2 |
| | 消防隊員 | 5 | 14 | 10 | 30 | 32 | 27 | 44 | 54 | 61 | 38 | 66 |
| | 他医療職 | 1 | 1 | 0 | 7 | 15 | 4 | 5 | 5 | 9 | 16 | 7 |

※ 内訳の「他医療職」には、保健師、助産師及び薬剤師等は入る。

※ 平成19年度から看護師や救急隊員、20年度から臨床研修指定病院にも周知。23年度までの事業名は「小児救急地域医師研修事業」。

- 保護者の子育て不安の解消に資する観点から、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行う「小児救急電話相談事業」を実施するとともに、救急医療情報を道民、医療機関、消防機関に提供する「北海道救急医療情報・広域災害情報システム」を運営するほか、救急法等講習会の実施など、救急医療についての啓発を行っています。

| 〈小児救急電話相談事業〉（平成16年度から） | |
|------------------------|---|
| 電 話 番 号 | 011-232-1599（いーこぎゅうきゅう） ＊ プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは、短縮ダイヤル「#8000」も利用できます。 |
| 相 談 実 施 日 | 毎 日 午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機） |
| 利用に当たっての注意事項 | ※ 医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言・アドバイスを行うものです。 |

【小児救急医療地域研修事業】

〈北海道小児救急医療地域研修事業〉（平成17年度から）

- 実施機関：北海道医師会へ事業委託
- 実施地区：第三次医療圏を基本に、全道8地区に区分し開催
- 対象者：在宅当番医制に参加する医師等
- 概要及び目的
道内の内科医等を対象とした小児救急に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療体制の確保・推進を図ることを目的とする。
- 期待される効果
(1) 地域の小児救急医療体制を確保し、小児二次救急医療機関に勤務する小児科医師の負担軽減を図る。
(2) 地域の医療関係者・消防関係者等が研修を受講することにより、小児救急医療に対する理解を深めるとともに、地域の実情に応じた小児救急医療体制に関するネットワークを構築する。 など

（「北海道医療計画（平成30年度～平成35年度）」及び「平成29年度北海道小児救急医療地域研修会について」から引用。）

【小児救急医療地域研修事業参加者の推移（道南地区区分）】

（単位：人）

| 年 度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 開 催 地 | 函館市 | 江差町 | 函館市 | 函館市 | 函館市 | 函館市 |
| 参 加 者 数 | 37 | 23 | 27 | 33 | 35 | 34 | 65 | 69 | 82 | 80 | 90 | 108 |
| 内 訳 | 医 師 | 35 | 20 | 18 | 19 | 15 | 21 | 22 | 11 | 22 | 16 | 19 |
| | 看護師等 | - | - | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 9 | 27 | 13 | 9 |
| | 消防隊員 | - | - | 1 | 5 | 14 | 10 | 30 | 32 | 27 | 44 | 54 |
| | 他医療職 | - | - | 2 | 1 | 1 | 0 | 7 | 15 | 4 | 5 | 5 |

※ 内訳の「他医療職」には、保健師、助産師及び薬剤師等は入る。

※ 平成19年度から看護師や救急隊員、20年度から臨床研修指定病院にも周知。23年度までの事業名は「小児救急地域医師研修事業」。

- 保護者の子育て不安の解消に資する観点から、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行う「小児救急電話相談事業」を実施するとともに、救急医療情報を道民、医療機関、消防機関に提供する「北海道救急医療情報・広域災害情報システム」を運営するほか、救急法等講習会の実施など、救急医療についての啓発を行っています。

| 〈小児救急電話相談事業〉（平成16年度から） | |
|------------------------|---|
| 電 話 番 号 | 011-232-1599（いーこぎゅうきゅう） ＊ プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは、短縮ダイヤル「#8000」も利用できます。 |
| 相 談 実 施 日 | 毎 日 午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機） |
| 利用に当たっての注意事項 | ※ 医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言・アドバイスを行うものです。 |

○時点修正

○注釈修正

【小児救急電話相談事業 相談件数の推移（相談者の居住圏域別）】 (単位：件)

| 年 度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 道 南 | 252 | 280 | 341 | 486 | 420 | 457 | 538 | 697 | 1,180 | 1,272 | 1,099 | 1,396 |
| 合 計 | 4,968 | 5,983 | 6,314 | 8,201 | 7,833 | 8,249 | 8,284 | 10,299 | 14,393 | 15,914 | 16,614 | 17,151 |
| 相談時間帯 | 月～土(年末年始除く) | | 毎 | | | | | 日 | | | | |
| | 19:00～23:00 | | | | | 19:00～翌8:00 | | | | | | |

出典：「北海道医療計画（平成30年度～令和5年度）（中間見直し）」の「第11節 小児医療体制（小児救急医療を含む）」、「1 現状」、「（小児救急の状況）」の84ページ「小児救急電話相談事業相談件数の推移（相談者の居住圏域別）」から

【小児救急電話相談事業 相談件数の推移（相談者の居住圏域別）】 (単位：件)

| 年 度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|--------|--------|-------------|
| 道 南 | 38 | 98 | 122 | 128 | 252 | 280 | 341 | 486 | 420 | 457 | 538 | 697 | 1,180 | |
| 合 計 | 957 | 2,633 | 2,761 | 2,966 | 4,968 | 5,983 | 6,314 | 8,201 | 7,833 | 8,249 | 8,284 | 10,299 | 14,393 | |
| 相談時間帯 | 月～金(年末年始除く) | | | | 月～土(年末年始除く) | | | | 毎 | | | | | 日 |
| | | | | | | | | | 19:00～23:00 | | | | | 19:00～翌8:00 |

出典：「北海道医療計画（平成30年度～平成35年度）」の「第11節 小児医療体制（小児救急医療を含む）」、「1 現状」、「（小児救急の状況）」の113ページ「小児救急電話相談事業相談件数の推移（相談者の居住圏域別）」及び「北海道医療計画〔改訂版〕（平成25年3月）」、「第11節 小児医療体制（小児救急医療を含む）」の108ページから

○時点修正

ウ 療養・療育支援体制等の状況

- 大学病院などにより高度な小児医療が提供されているほか、小児医療と障がい児療育の機能を一体的に備えた北海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)において、出生前からの一貫した治療・訓練、医学的リハビリテーションや療育とともに小児高度医療を提供しています。
- 平成27年度における小児の在宅人工呼吸器患者数は、全国で2,497.2人、全道では95.7人となっています。*1
- 南渡島圏域の小児の在宅人工呼吸器患者数は、平成28年度においては3.2人となっています。*2

*1 平成27年度 NDB（ナショナル・データ・ベース）のレセプト件数を12で割った値

*2 平成28年度 NDB（ナショナル・データ・ベース）のレセプト件数を12で割った値

ウ 療養・療育支援体制等の状況

- 大学病院などにより高度な小児医療が提供されているほか、小児医療と障がい児療育の機能を一体的に備えた北海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)において、出生前からの一貫した治療・訓練、医学的リハビリテーションや療育とともに小児高度医療を提供しています。
- 平成27年度における小児の在宅人工呼吸器患者数は、全国で2,497.2人、全道では95.7人となっています。*1
- 南渡島圏域の小児の在宅人工呼吸器患者数は、平成28年度においては3.2人となっています。*2

*1 平成27年度 NDB（ナショナル・データ・ベース）のレセプト件数を12で割った値

*2 平成28年度 NDB（ナショナル・データ・ベース）のレセプト件数を12で割った値

○時点修正

(2) 課 題

ア 小児医療体制等の確保

- 子どもを抱える家族からの相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。
- 二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが以前から指摘されており、小児科勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされ、その改善が求められています。
- 第二次医療圏内において、専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制の確保に努め、入院医療や救急医療を提供できる体制を確保することが必要です。

イ 小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保

- 小児疾患に対する高度・専門的な診断・治療や医療・療育体制、また、小児の三次救急医療体制についての検討も必要です。
- また、発達障がいの子どもの、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、必要な医療・療育や適切な支援を身近な地域で受けられる体制の充実が必要です。

(3) 必要な医療機能

ア 症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実

疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を経過した小児患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

イ 災害時を見据えた小児医療体制

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

(2) 課 題

ア 小児医療体制等の確保

- 子どもを抱える家族からの相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。
- 二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが以前から指摘されており、小児科勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされ、その改善が求められています。
- 第二次医療圏内において、専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制の確保に努め、入院医療や救急医療を提供できる体制を確保することが必要です。

イ 小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保

- 小児疾患に対する高度・専門的な診断・治療や医療・療育体制、また、小児の三次救急医療体制についての検討も必要です。
- また、発達障がいの子どもの、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、必要な医療・療育や適切な支援を身近な地域で受けられる体制の充実が必要です。

(3) 必要な医療機能

ア 症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実

疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を経過した小児患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

イ 災害時を見据えた小児医療体制

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

(4) 数値目標

| 指 標 名 | 現状値 | | 目標値 (R5) | 目標数値 の考え方 | 備 考 |
|--|-----------|-----------|----------|--------------|--|
| | 計画 策定時 | 中間 見直し | | | |
| 小児二次救急医療体制が確保されている | 確保済 | 確保済 | 継 続 | 現状維持 | 小児救急医療支援事業の実施により確保済 |
| 北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている | 確保済 | 確保済 | 継 続 | 現状維持 | 選定済 北海道小児地域医療センター 市立函館病院 函館中央病院 北海道小児地域支援病院 共愛会病院 |

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

ア 相談支援体制等

- 消防機関等と協力してAEDの使用法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。
- 小児救急電話相談事業や救急医療情報システムの活用を促進するとともに、医療機関への適正な受診等に関する住民の理解を深めるなど、救急医療についての啓発に努めます。

イ 一般の小児医療及び初期小児救急医療体制

小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、道が行う「小児救急医療地域研修事業」への参加を促し、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。

ウ 小児専門医療及び入院小児救急医療体制

- 小児医療の中核的な医療機関として、第二次医療圏ごとに選定されている「北海道小児地域医療センター」又は「北海道小児地域支援病院」における、専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制について、関係機関と連携し維持確保、充実に努めます。
- 小児専門医療を担う病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます

【北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院の選定基準】

<北海道小児地域医療センターの選定基準>

- ① 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- ② 小児科の入院医療を提供していること
- ③ 小児二次救急医療を担っていること
- ④ NICUを整備していること

<北海道小児地域支援病院の選定基準>

次の要件のいずれかを満たす医療機関

- (要件1) 北海道小児地域医療センターの選定基準のうち、①及び②を満たし、小児二次救急医療を担っている医療機関又は救急告示医療機関であり、かつ、分娩を行っている病院
- (要件2) 北海道小児地域医療センターの未整備圏域において、以下のア～ウを満たす病院
- ア 小児科の常勤医師が勤務していること
 - イ 小児科の入院医療を提供していること
 - ウ 小児二次救急医療等を担っていること

(4) 数値目標

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値(H35) | 目標数値の考え方 | 備 考 |
|--|-----|----------|----------|--|
| 小児二次救急医療体制が確保されている | 確保済 | 継 続 | 現状維持 | 小児救急医療支援事業の実施により確保済 |
| 北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている | 確保済 | 継 続 | 現状維持 | 選定済 北海道小児地域医療センター 市立函館病院 函館中央病院 北海道小児地域支援病院 共愛会病院 |

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

ア 相談支援体制等

- 消防機関等と協力してAEDの使用法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。
- 小児救急電話相談事業や救急医療情報システムの活用を促進するとともに、医療機関への適正な受診等に関する住民の理解を深めるなど、救急医療についての啓発に努めます。

イ 一般の小児医療及び初期小児救急医療体制

小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、道が行う「小児救急医療地域研修事業」への参加を促し、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。

ウ 小児専門医療及び入院小児救急医療体制

- 小児医療の中核的な医療機関として、第二次医療圏ごとに選定されている「北海道小児地域医療センター」又は「北海道小児地域支援病院」における、専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制について、関係機関と連携し維持確保、充実に努めます。
- 小児専門医療を担う病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。

【北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院の選定基準】

<北海道小児地域医療センターの選定基準>

- ① 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- ② 小児科の入院医療を提供していること
- ③ 小児二次救急医療を担っていること
- ④ NICUを整備していること

<北海道小児地域支援病院の選定基準>

次の要件のいずれかを満たす医療機関

- (要件1) 北海道小児地域医療センターの選定基準のうち、①及び②を満たし、小児二次救急医療を担っている医療機関又は救急告示医療機関であり、かつ、分娩を行っている病院
- (要件2) 北海道小児地域医療センターの未整備圏域において、以下のア～ウを満たす病院
- ア 小児科の常勤医師が勤務していること
 - イ 小児科の入院医療を提供していること
 - ウ 小児二次救急医療等を担っていること

エ 小児高度専門医療の提供

総合周産期母子医療センターにおいて、関係機関と連携し小児高度専門医療を提供できる体制を確保し充実に努めます。

オ 療養・療育支援体制の確保

発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、関係機関等と連携して地域生活を支援する体制の確保に努めます。

カ 小児在宅医療の提供体制の確保

小児在宅医療の担い手を育成するため、関係機関と連携し医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築や北海道立子ども総合医療・療育センター等における小児高度専門医療を提供する体制の確保に努めます。

また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、関係機関等と協力して保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。

キ 災害時を見据えた小児医療体制

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、関係機関と協力し災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。

(6) 医療機関等の具体的名称

ア 北海道小児地域医療センター

市立函館病院
函館中央病院

イ 北海道小児地域支援病院

共愛会病院

ウ 小児救急医療支援事業参加病院

函館中央病院
市立函館病院
共愛会病院

エ 総合周産期母子医療センター

函館中央病院

オ 地域周産期母子医療センター

市立函館病院

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、歯科医師会などの関係機関が連携し障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。

(8) 薬局の役割

子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体

エ 小児高度専門医療の提供

総合周産期母子医療センターにおいて、関係機関と連携し小児高度専門医療を提供できる体制を確保し充実に努めます。

オ 療養・療育支援体制の確保

発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、関係機関等と連携して地域生活を支援する体制の確保に努めます。

カ 小児在宅医療の提供体制の確保

小児在宅医療の担い手を育成するため、関係機関と連携し医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築や北海道立子ども総合医療・療育センター等における小児高度専門医療を提供する体制の確保に努めます。

また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、関係機関等と協力して保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。

キ 災害時を見据えた小児医療体制

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、関係機関と協力し災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。

(6) 医療機関等の具体的名称

ア 北海道小児地域医療センター

市立函館病院
函館中央病院

イ 北海道小児地域支援病院

共愛会病院

ウ 小児救急医療支援事業参加病院

函館中央病院
市立函館病院
共愛会病院

エ 総合周産期母子医療センター

函館中央病院

オ 地域周産期母子医療センター

市立函館病院

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、歯科医師会などの関係機関が連携し障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。

(8) 薬局の役割

子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体

制について、薬剤師会などの関係機関が連携し維持充実に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。

制について、薬剤師会などの関係機関が連携し維持充実に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。